

岩手県国民健康保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国民健康保険法施行条例(平成29年岩手県条例第52号。)

第7条の規定により、岩手県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 知事は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

(委員欠席の取扱い)

第3条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

(参考人)

第4条 会長は、審議のため必要と認める場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

(1) 情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号。)第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続きについては別に定める。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料(以下「議事録等」という。)は、前条第1項の規定に基づき会議を非公開とした場合に係るものを除き公開する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者若しくは第三者の権利及び利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により会議の議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年6月12日から施行する。